

太宰府市と福岡女子短期大学との連携協力に関する協定書

太宰府市と福岡女子短期大学は、相互発展に資するため、資源および研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術の分野等で連携協力するため次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、太宰府市と福岡女子短期大学が包括的な連携のもと、文化、教育、学術の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、以下の事項について連携協力する。

- (1) 地域文化の推進に関すること
- (2) 地域産業の推進に関すること
- (3) 人材の育成に関すること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) まちづくりに関すること
- (6) 学術研究に関すること
- (7) インターンシップ等の現地学習に関すること
- (8) 施設の利用に関すること
- (9) その他、両者が必要と認める事項

(推進体制)

第3条 前条に掲げる事項については、太宰府キャンパスネットワーク会議及び必要に応じてその他協議体制を整え、円滑な推進を図るものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、両者の代表が署名した日から発効し、1年間とする。ただし、太宰府市又は福岡女子短期大学から異議申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新する。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自が1通を保管する。

平成27年7月29日

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市長

戸田
×
茂



福岡県太宰府市五条四丁目16番1号

福岡女子短期大学
学長

仁田原秀明

